

和歌山市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームについて、法、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）及び和歌山市老人福祉法に関する規則（平成5年規則第20号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、和歌山市内における有料老人ホームの設置運営に関する事務手続等を定めることにより、有料老人ホーム事業の安定と入居者の居住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する施設（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けるものを除く。）をいう。
- (2) 設置予定者 和歌山市内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 和歌山市内において有料老人ホームを設置し、及び運営している者をいう。

(事前協議)

第3条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可（有料老人ホーム以外の用途で同法第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合は、同法第35条の2の規定による変更許可）の申請前に、関係書類を添付した有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、協議することができる。

- 2 市長は、事前協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る有料老人ホームの設置計画が和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日制定。以下「市指針」という。）及びこの要綱の規定に適合していると認めたときは、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（別記様式第2号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

(事前協議後から届出までの状況報告)

第4条 設置予定者は、事前協議済書を受領してから次条の規定による設置の届出までの間に、有料老人ホームの設置計画を変更する必要がある場合は、速やかに有料老人ホーム設置計画事前協議変更書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による有料老人ホーム設置計画事前協議変更書の内容を審査し、変更が軽微であると認めた場合を除いて、設置予定者に前条に規定する事前協議の再手続を指示する

ものとする。

- 3 設置予定者は、事前協議後も相当の期間建設工事に着工しないなど、有料老人ホーム事業の進捗状況が滞っている場合は、その状況を市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(設置届出等)

第5条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後（建築確認を要しない場合は、事業開始届前）、速やかに有料老人ホーム設置届（市規則別記様式第55号）により、法第29条第1項に定める届出を行わなければならない。

- 2 市長は、法第29条第1項の規定による届出を受理したときは、届出の内容が適切であることを確認した上で、有料老人ホーム設置届受理書（別記様式第4号）を設置予定者に交付するものとする。

- 3 設置予定者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

(工事の着工届等)

第6条 工事の着工は、入居定員の20%以上の入居が見込まれない場合においては、前払金の返還債務について銀行保証等が付された後に行うものとする。

- 2 設置予定者は、工事に着工しようとするときは、あらかじめ、有料老人ホーム建設工事着工届（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 3 前項の有料老人ホーム建設工事着工届には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 入居見込者名簿
- (2) 建設工事工程表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業開始届)

第7条 設置予定者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、10日以内に、有料老人ホーム事業開始届（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 有料老人ホーム重要事項説明書（市指針別紙様式）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第4項に規定する検査済証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業変更届等)

第8条 市長は、法第29条第2項又は第3項の規定による届出を受理したときは、有料老人ホーム事業変更届出受理書（別記様式第7号）を設置予定者又は設置者に交付するものとする。

(定期報告)

第9条 設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホームの現況報告等について、有料老人ホーム経営状況等報告書（別記様式第8号）により同月末日までに次に掲げる関係書類を添付して、市長に報告するものとする。

(1) 経営状況等に関する報告

ア 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

イ 他業を営んでいる場合は、他業に係るアの関係書類及び親会社がある場合には当該親会社の業務に係るアの関係書類を併せて提出すること。

(2) 有料老人ホーム重要事項説明書（市指針別紙様式）

(3) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（別記様式第9号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果、見直す前の計画と比較して収支等が悪化することが見込まれる場合には、その原因及び対処方針等について、前項の規定による報告と併せて市長に報告するものとする。

(随時報告)

第10条 設置者は、次の各号に掲げる場合には、1か月以内にそれぞれ当該各号に定める書類を添付して市長に報告するものとする。

(1) 役員又は施設長に変動があった場合 役員名簿又は当該役員若しくは当該施設長の履歴書

(2) 入居契約書、管理規程等を変更しようとする場合 当該変更予定事項及び当該事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

(3) 利用料を改定しようとする場合 当該改定予定事項及び当該事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

(4) 有料老人ホーム情報開示等一覧表の記載内容を変更しようとする場合 変更後の当該書類及び変更内容が確認できる書類

(5) 社団法人全国有料老人ホーム協会又は同協会が行う入居者基金への加入に関して変更しようとする場合 当該変更内容が確認できる書類

(事故報告)

第11条 設置者は、有料老人ホームにおいて重大な事故が発生した場合には、直ちに、当該事故の内容等を市長に報告するものとする。

(改善指導)

第12条 市長は、法令、市指針及びこの要綱に定める規定に反して設置運営されている有料老人ホームについて、当該有料老人ホームを設置運営する者に対し、改善のため必要な指導を行うものとする。

(情報公開)

第13条 市長は、有料老人ホーム重要事項説明書及び有料老人ホーム情報開示等一覧表の内容について、和歌山市のインターネットホームページ等を通じて積極的に公開するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの運営の指導に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。